

日鳥協発第18 - 225号

平成19年2月6日

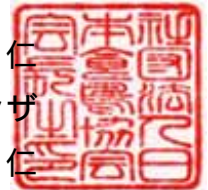
関係各位様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁



高病原性鳥インフルエンザ発生概況等について

自民党調査団は、宮崎、岡山を視察された。

自民党鳥インフルエンザ対策本部は2月5日、現地調査を行われ、地元関係者から報告を受けられ、農家の経営収支や、防疫対策について話し合われた。宮崎県には、谷津義男本部長（元農相）ら7名の調査団が日向市役所、新富町役場及び県庁を訪問。岡山県には、近藤基彦副本部長（事務局長）らの調査団が高梁市役所、県庁を訪問。要望書を受け取られるとともに、関係者を激励されたとのこと。

発生地域別の主な事柄として、岡山県高梁市では、例外適用により、2月1日から鶏卵の出荷が開始されており、日向市については移動制限区域（半径10Km）を6日午前0時から半径5Kmに縮小し、縮小した部分（半径5Kmから10Km内）を搬出制限区域とされた。これは、第1次清浄性検査でウィルが検出されない等、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、県と動物衛生課が協議して範囲を定めることが出来るもの。この搬出制限区域では制限区域内での移動の制限が緩められ、さらに、条件（衛生条件等、県と動物衛生課の協議）が整えば、搬出制限区域外の食鳥処理場等へ直接搬入する家きんの移動も制限の例外として認められます。

宮崎県清武町では、2月3日から移動制限区域を縮小、明日7日には、制限の解除になるのではとの見通しもあります。

なお、別紙1から5の通りプレスリリースがありましたのでお知らせします。

このうち、別紙3の英国における本病の発生ですが、イングランド東部サフォーク州でターキー農場でH5N1が発生したもので、欧州でこの冬確認されたのは、ハンガリーに次いで2例目となります。英国での発生に伴い、同国産の家きん、家

きん肉は防疫の観点から輸入停止措置がとられています。一方、残念ながら、「種」をわずかしか持たない我が国では、種鶏、原種鶏を海外に依存していますが、今般の発生が大きく影響はしないとのこと。国内の原種鶏などの輸入会社で、輸入先の変更とか、場合によっては原種鶏の供用期間の長期化とした対応がなされるとのこと、危険分散等の対応が従前からとられているとのことですので念のため。

また、別紙5の不適切な表示店舗率ですが、第4回目の調査では0.4%と低下傾向にあり、不適切な表示は何れも撤去・修正等がされております。

おって、新富町の発生農場では、引き続き鶏糞の処理や鶏舎の消毒等が行われており、移動制限区域内の清浄性の確認も鋭意進められております。

引き続き、防疫の徹底方をお願いいたします。

別紙 プレスリリース

別紙1 宮崎県において分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおけるNA亜型判定試験の結果について

別紙2 宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る周辺農場におけるウイルス分離検査等の結果について

別紙3 英国からの家きん肉等の輸入一時停止措置について

別紙4 宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認検査結果について

別紙5 鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について（第4報）

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

別紙1

プレスリリース

平成19年2月3日
農林水産省

宮崎県において分離されたH5亜型のA型インフルエンザウイルスにおける NA亜型判定試験の結果について

1. ウイルスの検査結果

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、宮崎県新富町で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの検査を行った結果、H5N1亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

2. 今後の対応

動物衛生研究所において、引き続き当該ウイルスの遺伝子解析及び病原性の確認のための接種試験を実施する。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局 動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

別紙2

プレスリリース

平成19年2月3日
農林水産省

宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る周辺農場における ウイルス分離検査等の結果について

今回の宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している11農場について、宮崎県がウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添[PDF:8KB]により公表しましたので、お知らせします。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費林水産省消費・安全局 動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

別添

プレスリリース

平成19年2月3日

宮崎県農政水産部

日向市東郷町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内の
第1次清浄性確認検査の結果について

2月1日から実施している移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第1次清浄性確認検査)のうち、2月1日に検査材料を採取した11農場(検査羽数130羽)について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全ての農場において陰性であることが確認されました。

なお、第1次清浄性確認検査については、2月2日に検査材料を採取した愛玩鶏の検査も実施しており、その結果は2月4日に判明する予定です。

【報道機関へのお願い】

高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むよう改めてお願いします。

今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

農政水産部農政企画課

電話番号：0985-26-7123

担当者：小倉、井上

別紙3

プレスリリース

平成19年2月4日
農林水産省

英国からの家きん肉等の輸入一時停止措置について

1. 今般、英国において鳥インフルエンザ(血清亜型H5N1)の発生があった旨、英国環境・食糧・農村地方省より発表があった。
2. これを受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、英国からの家きん、家きん肉等の輸入を昨日付けで一時停止するとともに、当該発生について英国政府へ詳細な情報提供を求めるとし、関係機関に通知したところである。

発生国又は地域から家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

(参考)英国からの生きた家きんの輸入実績

(単位:羽)

	2006年
家きん	161,530

出典:財務省「貿易統計」

【問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

国際衛生対策室

担当:川島、熊谷

代表:03-3502-8111(内線 3201、3191)

直通:03-3502-8295

別紙4

プレスリリース

平成19年2月4日
農林水産省

宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る第1次清浄性確認 検査結果について

今回の宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している11農場及び愛玩鳥を飼養している10戸について、宮崎県が第1次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添[PDF:13KB]により公表しましたので、お知らせします。

なお、発生農場の防疫措置完了(1月30日)後10日目以降に第2次清浄性確認検査が実施される予定です。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

担当: 犬飼、川田(内線 3018、3225)

代表: 03-3502-8111

直通: 03-3502-0767

別添

プレスリリース

平成19年2月4日
宮崎県農政水産部

日向市東郷町における高病原性鳥インフルエンザへの対応状況等について

日向市東郷町で発生した高病原性鳥インフルエンザに関する状況をお知らせします。

1 第1次清浄性確認検査

2月1日から実施している移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第1次清浄性確認検査)のうち、2月2日に検査材料を採取した10戸の愛玩鶏について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全てにおいて陰性であることが確認された。

2 移動制限区域内の愛玩鳥調査

移動制限区域内で愛玩鳥を飼育している118戸に対し、家畜保健衛生所の獣医師が3日から4日にかけて電話聞き取りによる飼育状況や鳥の異常の有無等の確認を行った結果、異常は認められなかった。

3 消毒ポイントの状況(3日15時～4日15時)

	第1 鬼神野小付近	第2 田野神社付近計	計
消毒車両の数	7台	36台	43台

【報道機関へのお願い】

高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むよう改めてお願いします。

今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部農政企画課
電話番号：0985-26-7123
担当者：小倉、井上

別紙5

プレスリリース

平成19年2月5日
農林水産省

鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の 不適切な表示に関する調査状況について(第4報)

1月12日から2月2日までの調査結果をお知らせします。不適切な表示312件が確認されましたが、すべてが撤去・修正され、また、不適切店舗数の割合も減少(0.4%)しており、小売店舗においては、引き続き冷静な対応となっています。

1. 小売店舗調査の状況

地方農政局等	1月12日～26日分		1月12日～2月2日分までの累計				
	調査店舗数	うち、不適切店舗数	調査店舗数	うち、不適切店舗数	うち、不適切店舗数		
					うち、撤去・修正等をした店舗数	うち、拒否した店舗数	うち、対応中等(本部と相談中)の店舗数
北海道	344	1	454	1	1	0	0
東北	798	3	1,067	3	3	0	0
関東	3,230	24	4,672	29	29	0	0
北陸	1,258	48	1,476	50	50	0	0
東海	717	8	1,338	11	11	0	0
近畿	3,099	38	5,407	52	52	0	0
中国四国	1,877	28	5,036	46	46	0	0
九州	5,934	119	7,583	119	119	0	0
沖縄	68	1	90	1	1	0	0
総合計	17,325 (100.0)	270 (1.6)	27,123 (100.0)	312 (1.2)	312 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)

なお、1月12日から26日までの調査結果では、拒否又は対応中の店舗はありませんでした。

2. 不適切な表示の事例

撤去・修正を要請した不適切な表示は、

- ・「当店で取り扱っている鶏肉は、産産であり鳥インフルエンザの該当地域には属さず、問題ありません。御安心して御買い求め下さい。」
- ・「当店の商品は今回報道がありました養鶏場及び半径10km圏内の養鶏場の鶏肉を使用しておらず、安全性が証明されております。ご安心してお召し上がり下さいませ。」

- ・「発生農場からの生鳥取引はありません。発生農場を中心とした10km以内の区域で移動制限措置がとられておりますが移動制限区域内の生鳥取引はありません。」
- ・「お客様へ:当社の岡山県産森林鶏の農場は、今回発生の「鶏インフルエンザ」の、発生地域からは10km以上離れており安全面では問題ありませんが、万一来に備え、本日より販売を一時中止させていただきます。ご了承くださいませ。」
- ・「宮崎県高崎どりは安全が確認でき次第販売致します。ご了承くださいませ」

等の内容のものがありません。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】
消費・安全局 表示・規格課
食品表示・規格監視室
担当:小林、田中
代表:03-3502-8111(内線 3281,3285)
直通:03-3502-7804